

第 5 5 号議案

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年長岡京市条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長岡京市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた長岡京市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。